

静岡県立看護専門学校同窓会会則【改正案】 新旧対照表

旧	新
<p><u>静岡県立東部看護専門学校同窓会会則</u></p>	<p><u>静岡県立看護専門学校同窓会会則</u></p>
<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は<u>静岡県立東部看護専門学校同窓会</u>と称する。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は<u>静岡県立看護専門学校同窓会</u>と称する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会は会員相互の親睦と研鑽を図り、あわせて<u>静岡県立東部看護専門学校</u> (以下<u>学校</u>という) の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会は会員相互の親睦と研鑽を図り、あわせて<u>静岡県立看護専門学校</u> (以下、「<u>学校</u>」という。) の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>(事業)</p> <p>第3条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行なう。</p> <p>(1) <u>会誌の発行</u></p> <p>(2) <u>名簿の編纂</u></p> <p>(3) <u>会員の親睦及び研鑽のための事業</u></p> <p>(4) <u>その他本会の目的を達するために必要な事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 本会は前条の目的を達するため次の事業を<u>行う</u>。</p> <p>(1) <u>同窓会名簿の管理</u></p> <p>(2) <u>会員の親睦及び研鑽のための事業</u></p> <p>(3) <u>学校の発展と充実のための協力</u></p> <p>(4) <u>その他本会の目的を達するために必要な事業</u></p> <p><u>(第10条へ)</u></p>
<p>(事務局)</p> <p>第4条 本会は<u>事務局</u>を学校内におく。</p>	
<p>(会員)</p> <p>第5条 (1) 本会は正会員及び特別会員よりなる。</p> <p>(2) 正会員は学校の卒業生とする。</p> <p>(3) 特別会員は学校の職員又はかつて職員であったものとする。<u>(総会の承認を得た者を含む。)</u></p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 本会は正会員及び特別会員を<u>もって組織する</u>。</p> <p>(1) 正会員は学校の卒業生とする。</p> <p>(2) 特別会員は学校の職員又はかつて職員であったものとする。</p>
<p>(総会)</p> <p>第6条 総会は前条に規定する会員をもつて組織し、<u>会務並びに決算の承認、会則の制定変更、事業計画を議決する。</u></p>	<p>(総会)</p> <p>第5条 (1) 総会は前条に規定する会員をもつて組織し、<u>下記の事項を審議し、議決する。</u></p> <p>(ア) <u>前年度の事業報告及び収支決算の承認</u></p> <p>(イ) <u>当年度の事業計画及び収支予算の承認</u></p> <p>(ウ) <u>会則の変更</u></p> <p>(エ) <u>その他会長が必要と認める事項</u></p> <p>(2) <u>総会における定足数は、これを定めず、出席者(委任状により意思表示した者を含む。)の過半数をもつて議決する。</u></p>
<p>(役員)</p> <p>第7条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) <u>会長、副会長、幹事、書記、顧問、会計幹事</u></p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) <u>会長 1名(正会員)</u></p> <p>(2) <u>副会長 1名(正会員)</u></p> <p>(3) <u>幹事 各卒業年次各学科1名</u></p> <p>(4) <u>会計 1名(必要に応じて1名加えることができる。)</u></p> <p>(5) <u>監査 1名</u></p> <p>(6) <u>顧問 2名(学校長及び副校長とし、会長が委嘱した者を加えることができる。)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>会長及び副会長は正会員より選出するものとし、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐する。</u></p> <p>(3) <u>幹事は各期から1名あて選出するものとし、会務の執行及び連絡にあたる。</u></p> <p>(4) <u>書記は会長が委嘱するものとし、庶務会計を掌る。</u></p> <p>(5) <u>会計幹事は本会の会計を監査する。</u></p> <p>(6) <u>顧問は学校長及び特別会員の中から推薦するものとし、会長の諮問に応ずる。</u></p> <p>(7) <u>会長、副会長及び幹事の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。</u></p>	<p>第7条 <u>役員の仕事は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>会長は、本会を代表し、会務を総括する。</u></p> <p>(2) <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。</u></p> <p>(3) <u>幹事は各卒業年次の卒業生を代表し、会務の執行及び本会と会員間の連絡にあたる。</u></p> <p>(4) <u>会計は、本会の庶務・会計を担当する。</u></p> <p>(5) <u>監査は、本会の会計を監査する。</u></p> <p>(6) <u>顧問は、会長の諮問に応ずる。</u></p> <p>(7) <u>幹事以外の役員</u>の任期は<u>1年</u>とする。ただし、再選を妨げない。</p>

旧	新
<p>(役員会)</p> <p>第8条 (1) 役員会は会長が招集する。 (2) 役員会は役員をもって構成し、<u>予算、決算その他重要事項を審議する。</u> (3) <u>役員会は役員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した役員</u> <u>の過半数をもって決定する。</u></p> <p>(会計)</p> <p>第9条 (1) 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。 (2) 本会の正会員は終身会費として入会の際に2,000円を納付する。 (3) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会が定める。</p> <p>附 則 この会則は、昭和54年9月29日から施行する。</p>	<p>(役員会)</p> <p>第8条 (1) 役員会は<u>会長、副会長、会計をもって構成し、会長が招集し議長にあたる。</u> (2) <u>顧問及び幹事は役員会に出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>(会計)</p> <p>第9条 (1) 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。 (2) 本会の正会員は終身会費として入会の際に2,000円を納付する。 (3) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第10条 本会<u>の事務局は</u>学校内におく。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会が定める。</p> <p>附 則 この会則は、昭和54年9月29日から施行する。 <u>この会則は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>